

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには保健福祉課保険係への申請が必要となります。

○後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

◇自己負担限度額表【1年分の自己負担額の計算期間:令和2年8月1日～令和3年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		【課税所得 690万円以上】 212万円
			【課税所得 380万円以上】 141万円
			【課税所得 145万円以上】 67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円
		区分Ⅰ(※2)	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

令和2年8月～令和3年7月の1年間に係る高額介護合算療養費に該当する方には、令和4年3月下旬に申請の案内文を発送する予定です。

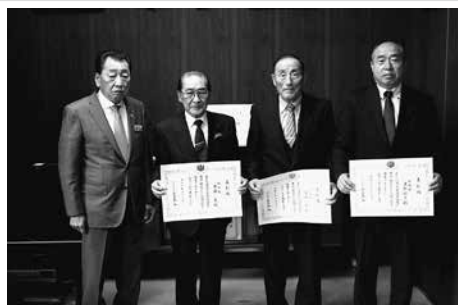
問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
	小平町保健福祉課保険係 ☎ 56-2111 (内線 271・287)

「救命講習会」一部再開のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、救命講習会を見合わせておりましたが、感染拡大防止対策を講じたうえで救命講習会を一部再開いたします。なお、今後の感染状況により再度中止となる場合がございます。講習をご希望の方は小平消防署(救急係)までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 留萌消防組合小平消防署 ☎ 56-2221・鬼鹿支署 ☎ 57-1253

統計功績者表彰伝達式を行いました



左から関町長、斉藤晃さん、管野武さん、濱野修二さん

12月6日に町長室にて統計功績者表彰伝達式が行われ、今回受賞した、斉藤 晃さん、管野 武さん、濱野 修二さんの3名へ、町長より表彰状と銀杯が伝達されました。

受け取った3人は「今後は、調査に携わる後輩の育成にも力を入れていきたい」と述べました。